

論文投稿・校閲に関する倫理指針に違反した場合の 調査委員会の発足と罰則規定の申し合わせ事項

2006年12月12日（理事会承認）

本会会員が論文投稿・校閲に関する倫理指針に違反した場合、下記の方針に基づき審査するものとする。

〔1〕調査委員会の設置

(1)調査委員会の任務は、次の倫理指針に違反した場合の事項を調査する。

1. 論文原稿に捏造、改ざん、盗用の疑いがあると判断した場合
2. 論文原稿の二重投稿の疑いがあると判断した場合
3. 論文原稿に誹謗、中傷の疑いがあると判断した場合
4. その他、本倫理指針に違反等の疑いがあると判断した場合

(2)調査委員会の構成

調査委員会は、編修理事を中心に構成する。

委員長（編修理事）1名

委員 若干名

(3)手続き

調査委員会を設置した場合は理事会に報告し、その結果については理事会の判断を受けなければならない。

〔2〕罰則規定

(1)倫理指針に違反したと判明した場合は、理事会の議を経て、注意、警告、論文投稿禁止（調査員会で決定）、除名のいずれかの制裁措置を適用する。

(2)既に論文集等に掲載され、後に違反が判明した場合、その該当論文等は抹消の手続きをし、会誌、ホームページにその旨を掲載し、所属する関連組織長に通知する。

付則、本申し合わせ事項は、本会の全体的な罰則規定ができるまでの暫定規定とする。